

平成24年第3回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成24年度墨田区一般会計補正予算

条例

- 1 墨田区防災会議条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区地域プラザ条例
- 5 墨田区文化芸術振興基本条例
- 6 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

契約

- 1 桜堤中学校校庭整備工事請負契約
- 2 物品の買入れについて

その他

- 1 特別区道路線の認定について
- 2 特別区道路線の一部変更について
- 3 特別区道路線の廃止について
- 4 特別区道路線の廃止について
- 5 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について
- 6 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について
- 7 墨田区民住宅の使用料等に係る債権の放棄について

報告

- 1 平成23年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成23年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成23年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成23年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成24年第3回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区防災会議条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

災害対策基本法の一部改正(24.6.27 公布、同日施行)に伴い、防災会議の所掌事務に区長の諮問に応じて地域の防災に係る重要事項を審議することを加えるとともに、防災会議の委員の区分に自主防災組織を構成する者を加える。

(2) 施行期日等

公布の日

2 墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

災害対策基本法の一部改正(24.6.27 公布、同日施行)により、引用条文に移動があったこと等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日

3 墨田区暴力団排除条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正(24.8.1 公布、施行日未定())により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日等

墨田区規則で定める日

4 墨田区地域プラザ条例

(1) 制定理由

協治(ガバナンス)を担う区民等が地域における交流及びコミュニティ活動を行う拠点として、墨田区地域プラザを公の施設として設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

5 墨田区文化芸術振興基本条例

(1) 制定理由

区における文化芸術の振興に関する基本理念を定め、区民等、文化芸術団体及び事業者の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本的施策の方向性について定める。

- (2) 内容、施行期日等
別紙2のとおり

6 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区すみだ保育園及び墨田区寺島保育園の耐震改修工事の実施に伴い、当該工事期間におけるこれらの園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

ア 墨田区すみだ保育園

〔現在の位置〕墨田四丁目22番4-101号

〔仮園舎の位置〕墨田四丁目8番14号

〔仮園舎設置期間〕本年11月1日から墨田区規則で定める日まで

イ 墨田区寺島保育園

〔現在の位置〕東向島一丁目23番10号

〔仮園舎の位置〕八広五丁目10番14号

〔仮園舎設置期間〕本年12月1日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日等

のアについては本年11月1日、のイについては本年12月1日

契約

1 桜堤中学校校庭整備工事請負契約

- (1) 位置 墨田区堤通二丁目19番1号
- (2) 契約金額 1億7,430万円
(予定価格1億7,684万1,000円)
- (3) 契約の相手方 上條建設株式会社東京支店
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から平成25年3月29日まで
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校施設建設費 工事請負費

2 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 桜堤中学校用
- (2) 品目及び数量 戸棚外16件
- (3) 契約金額 3,633万円
- (4) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社

(5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校施設建設費 備品購入費

その他

1 特別区道路線の認定について

(1) 位置 墨田区京島一丁目1番～同8番

(2) 延長等 延長 67.59m
幅員 12.00m～14.30m
面積 845.02m²

2 特別区道路線の一部変更について

(1) 廃止区域

ア 位置 墨田区京島一丁目2番～同7番

イ 延長等 延長 88.48m
幅員 8.10m～9.09m
面積 785.39m²

(2) 新設区域

ア 位置 墨田区京島一丁目7番～同7番

イ 延長等 延長 29.27m
幅員 12.00m
面積 366.04m²

3 特別区道路線の廃止について

(1) 位置 墨田区京島一丁目6番～同2番

(2) 延長等 延長 52.81m
幅員 3.63m～3.82m
面積 193.62m²

4 特別区道路線の廃止について

(1) 位置 墨田区京島一丁目7番～同7番

(2) 延長等 延長 10.68m
幅員 2.72m～2.73m
面積 29.16m²

以上の特別区道路線に係る議案は、京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開
発事業の実施に伴うもの

5 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

(1) 債権の内容 墨田区小規模企業特別融資資金の金融機関に対する損失補償に係る譲受債権

(2) 債務者

ア 主たる債務者 所在不明(最終確認住所)

イ 連帯保証人 所在不明(最終確認住所)

(3) 放棄する債権の額 433万5,251円

(4) 放棄の理由 主たる債務者及び連帯保証人の所在不明により、回収が困難であるため

6 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

(1) 債権の内容 墨田区小規模企業特別融資資金の金融機関に対する損失補償に係る譲受債権

(2) 債務者 所在不明(最終確認住所)

(3) 放棄する債権の額 342万2,130円

(4) 放棄の理由 債務者の所在不明により、回収が困難であるため

7 墨田区民住宅の使用料等に係る債権の放棄について

(1) 債権の内容 墨田区民住宅の使用料及び共益費並びに原状回復に係る損害賠償金

(2) 債務者

ア 主たる債務者

イ 連帯保証人

(3) 放棄する債権の額 342万7,170円

(4) 放棄の理由 主たる債務者及び連帯保証人が破産による免責決定を受けており、回収が困難であるため